

あきる野市役所本庁舎エレベーター壁面等広告物掲出に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、あきる野市広告掲載取扱要綱（平成22年あきる野市通達第39号）第4条の規定に基づき、市役所本庁舎エレベーターの壁面等に広告物を掲出する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告物掲出の方法)

第2条 市役所本庁舎エレベーターの壁面等に広告物を掲出する場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産である庁舎施設の一部の使用を許可する方法により行う。

(掲出者の選定方法)

第3条 市長は、公募により広告物掲出の業務を取り扱う掲出希望者（広告代理店に限る。）を募り、入札により契約の相手方である広告物掲出者（以下「決定広告代理店」という。）を選定する。

2 前項の決定広告代理店は、第6条第2項に規定する広告料の最も高い金額を提示した者とする。この場合において、最も高い広告料の入札をした者が2人以上あるときは、開札立会い職員が「くじ」を引き落札者を決定する。

(契約の締結)

第4条 市長は、決定広告代理店との間で、広告物の掲出に関する契約を締結しなければならない。

(広告物掲出期間)

第5条 広告物掲出期間は、毎年7月1日から翌年の6月30日までの1年とする。

(使用料等)

第6条 広告物の掲出に係る行政財産の使用料は、あきる野市行政財産使用料条例（平成7年あきる野市条例第40号）の定めるところによる。

2 広告料は、決定広告代理店が提示した額とする。

3 決定広告代理店は、市が指定する期限までに、使用料及び広告料の1年間分を市の発行する納入通知書により指定する期日までに納付しなければならない。

(広告物掲出願等の提出等)

第7条 決定広告代理店は、第4条に規定する契約締結後、広告物を掲出する1月前までに当該広告物の実物大の出力見本を添付の上、市役所本庁舎エレベーター広告掲出承認願（様式第1号）及び行政財産使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された広告物の内容を速やかに審査し、承認の可否を決定の上、市役所本庁舎エレベーター広告掲出承認・不承認通知書（様式第2号）により決定広告代理店に通知するものとする。この場合において、承認するときは行政財産使用許可書も併せて交付するものとする。

(広告物の種類、掲出位置等)

第8条 広告物の種類、掲出位置等は、次のとおりとする。

(1) 広告物の種類はポスターとし、掲出位置は、市役所本庁舎のエレベーター4基内の側面の4枠及び中央エレベーターホールの1階の両側2枠の合計6枠とする。

- (2) 広告物の1枚の規格はA1サイズ(タテ0.841m×ヨコ0.594m)以内とし、ポスターに掲載する広告主の数、レイアウト等は特に問わない。ただし、広告主は、できる限り市内事業者を優先するものとする。
- (3) 広告物は、裏面が再剥離の弱粘性シートでのりが残らないもの又はマグネット方式の仕様とする。
- (4) 広告物の掲出に当たっては、当該広告物が民間事業者の広告物であることを明確にするため、民間事業者の広告欄であることを明示する。また、必要に応じて広告物の内容に関する責任の帰属に関する事その他必要な事項を注記する。

(決定広告代理店の業務等)

第9条 決定広告代理店の業務等は、次のとおりとする。

- (1) 決定広告代理店は、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出その他広告主との調整等広告掲載に係る一連の業務を行う。
- (2) 広告物の作成、掲出等に関する経費は、全て決定広告代理店の負担とする。
- (3) 広告掲出期間中における広告物の維持管理、掲出期間終了時における広告物の撤去等については、決定広告代理店の責任において行う。
- (4) 広告物の掲出に係るトラブルが生じた場合は、決定広告代理店が責任を持って対応する。

(使用料及び広告料の不還付)

第10条 既納の使用料及び広告料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その一部又は全部を還付することができる。この場合において、広告物の掲出が中止された月数(月の途中の場合を除く。)に応じて使用料及び広告料を還付するものとし、還付する使用料及び広告料について利息は付さない。

- (1) 広告物の掲出決定後又は開始後、市の都合により掲出ができなくなったとき。
- (2) その他広告代理店及び広告主の責に帰さない理由により、市が広告物の掲出を取り消したとき。

(禁止事項)

第11条 行政財産を指定用途以外の用途で使用することはできない。

- 2 行政財産を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできない。
- 3 行政財産を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできない。

(掲出できる広告物)

第12条 掲出できる広告物は、市民生活の利便性に寄与するものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の広告媒体としての公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業に該当するもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益につながるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、選挙活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (5) 消費者金融、債権回収等に関するもの

- (6) 投機心又は射幸心をあおる内容のもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として市長が適当でないと認めるもの
(その他)

第13条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成25年2月1日から実施する。

年 月 日

あきる野市長 殿

（広告代理店）

所在地

法人名

代表者名

印

市役所本庁舎エレベーター広告掲出承認願

年度のあきる野市役所本庁舎エレベーター壁面等への広告の掲出をしたいので、
下記のとおり承認をお願いします。

なお、広告主は、あきる野市広告掲載取扱要綱及びあきる野市役所本庁舎エレベーター壁面等広告物掲出に関する取扱基準の内容を遵守します。

記

広 告 主				
番号	住所又は所在地	氏名又は名称	業種	掲載希望期間 掲載希望箇所
1				
2				
3				
4				
5				
6				

（注1） 記入欄は、広告主の数等に応じて適宜、調整してください。

（注2） 掲出しようとする広告物の出力見本（実物大）を、掲出を希望するエレベーター等が分かるように番号等を表示の上、それぞれ添付してください。

年 月 日

広告代理店

様

あきる野市長

市役所本庁舎エレベーター広告掲出承認・不承認通知書

年 月 日付けで提出のあった 年度のあきる野市役所本庁舎エレベーター壁面等への広告の掲出について、下記のとおり承認・不承認したので通知します。

記

広 告 主				
番号	住所又は所在地	氏名又は名称	業種	掲載期間 掲載箇所
1				
2				
3				
4				
5				
6				

（注） 広告の掲出の日時等は、あきる野市総務部総務課の担当職員の指示に従ってください。